

## 第157号議案

### 島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例

島根県水と緑の森づくり税条例（平成16年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

第1条中「県土保全」の次に「、緑の景観」を加え、「安全で安心な」を「安全・安心で心豊かな」に改める。

第3条の見出し中「個人」の次に「の県民税」を加え、同条中「平成21年度」を「平成26年度」に、「県民税の個人」を「個人の県民税」に改める。

第4条の見出し中「法人等」を「法人の県民税」に改め、同条中「平成22年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、「若しくは第4号」を削り、「法人等の均等割」を「法人の県民税の均等割」に、「法人等の区分」を「法人の区分」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。